

盛岡広域振興局長告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、岩手山麓土地改良区（滝沢市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年7月28日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

理事

沼 田 久 盛岡市渋民字駅29番地